



凡 例

- 平成11年4月1日使用開始予定区域
- 使用開始済み区域
- 平成8年度使用開始区域

工事をお急ぎください

利用可能3年目の地域の皆さん

平成八年度に下水道を利用できるようにになった区域（図参照・美園町、城西町、住吉町、根下戸町、片山町1丁目・2丁目、舟場ほか）は、今年の三月末で法律で定められた工事期限の三年が経過します。まだ水洗化工事を実施していないかたはお急ぎください。

三年を経過すると、工事に必要な資金を無利子で借りられる制度（左枠内参照）が利用できなくなります。

水洗化工事の申し込みは

市の指定店へ

水洗化などの排水設備工事は、市が専門的な知識と技術があると認めた「排水設備工事指定店」でなければできないことになっています。指定店以外で工事をした場合、無効工事となって工事のやり直しをさせていただくこととなりますのでご注意ください。

工事指定店では、市へ提出する書類の作成、届け出などの手続きを皆さんに代わって行いますのでお気軽にご相談ください。

ご利用ください 融資あっせん制度

市では、水洗化工事を行う場合に必要な資金を、金融機関から無利子で借りられるよう融資をあっせんしています。

融資を希望されるかたは、工事申し込みの際に工事指定店へ申し出てください。

融資あっせん条件

対象工事・汲み取り式トイレの水洗化工事及び浄化槽を廃止し、配水管を公共ますに接続する工事など
 対象者・利用可能になってから3年以内に工事を行なう個人（法人などは除く）

融資限度額・50万円（トイレの数により最高150万円）

償還方法・50か月以内の元金均等償還

下水道についてのお問い合わせは
 下水道課 ☎49-3111
 （内線339、340、356）へ